

令和5年度 第3回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

1 日 時

2024（令和6）年2月20日（火） 10:00～12:30

2 場 所

TKP 赤坂カンファレンスセンター カンファレンスルーム 13F
東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 13階

3 次 第

- (1) 開会
- (2) 林野庁挨拶
- (3) 議 事
 - ① 国産材原木の合法性確認の手引きの作成について
 - ② 複雑な合法性確認に関する分析について
 - ③ 改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について
- (4) 主催者挨拶
- (5) 閉会

令和5年度 第3回
合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会
資料一覧

資料番号	資料名
資料1-1	国産材原木の合法性確認のための手引きの作成について
資料1-2	国産材原木の合法性確認のためのチェックリストとフローチャート
資料1-3	チェックリストに関するヒアリング結果概要
資料1-4	クリーンウッド法における国産材原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き（案）
資料2	複雑な合法性確認に関する分析について
資料3	改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について
参考資料1	第3回専門委員会出席者名簿
参考資料2	令和5年度第2回合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要
参考資料3	改正クリーンウッド法の説明会 Q&A
参考資料4	「クリーンウッド」実施支援事業

複雑な合法性確認に関する分析について

【概要】

木材の流通経路が特殊であるなど、合法性の確認が困難な事例や場合について、第1回委員会での議論を踏まえて、事務局にて合法性確認を複雑にする要因を整理し、対応すべき点について検討を行った。

【検討内容】

◎複雑な合法性確認となる場合

- ・流通経路が長い：特に中間国で加工された木材等を譲受ける場合
- ・伐採から譲受けまでの時間が長い：長期間保存された木材等を譲受ける場合
- ・複数の原材料が組み合わさった木材等の場合：部材ごとに異なる確認を行う必要



原材料情報が揃わない状況が起こりやすい



追加的措置の具体的内容の検討

<追加的措置の具体的な内容案>

○ 取引事業者に関する情報収集

- ・過去の問題の有無等について、政府機関や地方自治体に確認。
- ・事業者の評判等について、同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に確認。
- ・コンプライアンスに関する内部規程の有無等を確認。

○ 取引事業者とその調達先に関する情報収集

- ・取引事業者とその調達先の契約内容に関する（合法的に伐採された木材の供給に関する取り決めなど）情報を取引事業者を確認。
- ・調達先の選定方法や条件を取引事業者を確認。

○ 取引事業者より川上の木材流通に関する情報収集

- ・ 伐採者から取引事業者に至るまでのサプライチェーンの把握に関する情報（関係する事業者の数、最初の積み出し港、伐採時期等など）を取引事業者を確認。

○ 原材料となる木材に関する情報について情報収集

- ・ 樹種について、限定できる範囲を取引事業者を確認。
- ・ 伐採地域について、限定できる範囲を取引事業者を確認。
- ・ 目視、組織観察、DNA 分析、安定同位体分析などにより自ら樹種等を確認。

改正法による合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について

【趣旨】

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となることを目標として、まずは令和7年4月1日の改正法の円滑な施行に向けて、改正内容について周知等を図ってきた。

次年度以降も、引き続きの周知等、この目標の達成のために必要な取組を進めて行く中、特に、改正法が施行となる令和7年度以降の合法伐採木材の流通及び利用の促進に資する取組について議論いただきたい。

また、次年度の取組に当たっては、その内容から当委員会で議論いただきたいものもあり、併せて、次年度の当委員会での議題についても議論いただきたい。

【①改正法に関するこれまでの取組と今後の予定】

○令和5年度までの周知実績

- ✓クリーンウッド・ナビへの改正内容の掲載
- ✓説明会等46箇所において改正内容の説明
- ✓情報誌7誌（林野庁情報誌や「山林」等）への投稿
- ※予算事業については現行法に基づいた内容を実施

○令和6年度に実施予定の事業（詳細は別紙）

- ✓木材関連事業者等が行う研修等への支援
 - ・合法性確認の実施や体制整備等に取り組む事業者に対する研修等の実施を支援
- ✓合法性確認実施指導者養成
 - ・業界団体の職員や行政関係者等への実践的な研修
- ✓改正法の周知
 - ・事業者や消費者向けのパンフレットの作成
 - ・改正内容や運用について業界団体や行政関係者等への説明
- ✓国別・地域別の違法伐採関連情報の調査
 - ・3か所程度の国・地域の調査を実施予定

- ✓ クリーンウッド・ナビの更新
 - ・ 改正法の詳細な情報を掲載した新たなページの作成
 - ・ 国別情報（インドネシア、中国、タイ）を更新
- ✓ 流通木材の合法性確認システムの開発
 - ・ 施行に間に合うように令和6年度中に開発予定



◎令和7年度以降での実施を検討しているもの

- ✓ 事業者による合法性確認の取組に対する支援や合法性確認システムの普及等
- ✓ 3年後見直しを見据えた改正法の理解度、対応状況、意見等の課題に関する調査
- ✓ 特に消費者への合法伐採木材等を利用する意義等の普及啓発
- ✓ 国別・地域別の違法伐採関連情報の調査
- ✓ クリーンウッド・ナビの更新

【②次年度の当委員会での議題案】

- ✓ 生産国における情報調査
 - ⇒ クリーンウッド・ナビに掲載する生産国情報の調査について、対象国の妥当性や調査項目・内容の議論
- ✓ 合法性確認実施指導者養成について
 - ⇒ 本研修で使用する資料等の内容が効果的であるかの議論
- ✓ 事業者や消費者向けのパンフレットの作成について
 - ⇒ 本パンフレットの構成案や活用方法の議論
- ✓ 合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する情報等の共有のあり方について
 - ⇒ 中央業界団体間、地方団体間、またそれぞれタテ関係での情報共有のあり方の議論

令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会

第3回専門委員会出席者名簿

2024年2月

(敬称略、順不同)

(氏名) (所属・役職)

<委員>

立花 敏 筑波大学生命環境系 准教授
藤掛 一郎 宮崎大学農学部森林緑地環境科 教授
岩永 青史 名古屋大学大学院生命農学研究科 准教授 (※)
山ノ下麻木乃 地球環境戦略研究機関 ジョイント・プログラムディレクター
相馬 真紀子 WWF ジャパン 森林グループ長
池田 直弥 日本林業経営者協会 専務理事
岡田 清隆 日本木材輸入協会 専務理事
原田 隆行 日本製紙連合会 常務理事 (※)
森田 一行 日本特用林産振興会 専務理事 (木材流通専門家)

(※: オンライン出席)

<説明者>

難波 良多 林野庁林政部木材利用課長
有山 隆史 林野庁林政部木材利用課監査官
齋藤 綾 林野庁林政部木材利用課課長補佐
長谷川 渉 林野庁林政部木材利用課企画調整係長
菊地 暁 林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用企画係長

<事務局等>

安永 正治 全国木材組合連合会 常務理事
加藤 正彦 " 企画部長
下堂 健次 " 企画部参与
鮫島 弘光 地球環境戦略研究機関 主任研究員

6月14日 改正クリーンウッド法の説明会 Q&A

番号	ご質問	回答
1	法律の改正後、現在の第1種、第2種のカテゴリーはなくなるのか	改正法では、川上・水際の木材関連事業者（現行制度における第1種の事業者）について合法性の確認等が義務化され、第2種については引き続き努力義務となります。このため、カテゴリーとしての考え方としては法改正後も残りますが、「第1種」「第2種」の用語を継続して使用するかは今後検討していきます。
2	情報伝達の方法として、いちいち適合通知書や伐採届等を添付しなければならないようになるのか	具体的な伝達方法等の詳細は、今後省令等で整理することとなっております。伝達する側とされる側両方の事業者の負担等も考慮しながら適当なあり方を検討していきます。
3	法改正後は、第1種の登録制度はなくなるのか	法改正後も第1種の登録制度は継続します。ただし合法性の確認等の義務化に伴い、登録要件は変更となる見込みです。
4	合法性が確認できた木材のみ扱う事業者の公表やマーク付けを検討しているとの国会答弁があったが、現在の登録制度との関係や、誰が認定主体となるか	優れた事業者へのマーク付け等について、登録制度との関係を含め、その仕組みについては今後検討していく考えです。
5	「合法伐採木材」と「合法性確認木材」の定義は	「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）を指します。（改正法第2条2項） 「合法性確認木材等」は、木材関連事業者により合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等を指します。（改正法第7条2項） 前者は、真実に合法であることを示す概念であり、後者は事業者が合法と確認した結果を示す概念です。
6	グリーン購入法の事業者認定を受けている場合でも別途クリーンウッド法の事業者登録を受ける必要があるか	グリーン購入法に対応した林野庁ガイドラインに基づく団体認定とクリーンウッド法の登録は別の制度となります。グリーン購入法の認定事業者であっても、クリーンウッド法の登録を受けるには別途登録実施機関を通じて審査を受ける必要があります。なお、登録は義務ではなく任意です。

7	<ul style="list-style-type: none"> ・森林認証制度とクリーンウッド法の関係は ・現行クリーンウッド法において、FSCやPEFCなどの認証材であっても、それだけで合法材として判断することはできないとの説明を受けたが、改正後はどうなるのか 	<p>現行制度において、合法性の確認の信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は林野庁ガイドラインに基づく「森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法」も合法性の確認に活用できることとしております。法改正後も同様の運用ができるよう検討しています。</p> <p>改正法では、「原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより（中略）確認」を行うこととされていますので、引き続き、合法性の確認をせず、認証材のみをもって合法性確認木材等となる訳ではありません。</p>
8	各県の県産木材認証事業とのすみわけはどのように考えているか	現行制度の下で、合法性を確認する方法として一部の県産材認証制度も活用できることとしています。法改正後も同様の運用ができるよう検討しています。
9	合法性の確認について、木材一本一本に印をつける必要があるか	一本一本に印をつける必要はありません。取引案件ごとに合法性確認結果等の情報を伝達いただくこととなりますが、詳細は今後検討していく考えです。
10	制度について質問がある場合の問合せ窓口はあるか	林野庁ホームページのクリーンウッドナビ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html に問合せ先を掲載していますので、そちらにご連絡ください。
11	5条森林以外の森林のように、伐採届がない森林由来の木材についてはどのように対応するのか	伐採届の提出を要しない森林由来の木材等の原材料情報の収集方法については、現行の運用においては、森林所有者等による独自の証明が活用できるとしていますが、改正法における運用はこのことも踏まえつつ検討しているところです。詳細が決まりましたら、今後手引き等でお示ししたいと考えています。
12	法改正により素材生産販売事業者の情報提供が義務化となったが、海外の素材生産事業者も対象か	改正後の法第9条は、国内の素材生産販売事業者を対象とするものであり、海外の素材生産事業者は情報提供の義務の対象外となります。
13	今後のスケジュールについて、昨年12月に示されたものから変更ないか	本日の参考資料3にお示ししているように、昨年12月時点では令和6年度頃と7年度頃の2段階で施行する案としていましたが、検討の過程で修正し、令和7年度頃施行を予定しています。なお、今後のスケジュールにつきましては、検討状況等も踏まえながら適宜更新する予定ですが、その際は関係者の皆様にお知らせしてまいります。
14	罰則金100万円は緩すぎる	合法性の確認等の義務違反を容認することは、国内外の森林に直接的な負の影響を与え、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすこと、その木材の流通は特定の事業活動のみならず木材市場全体にお

		<p>ける公正な取引を害するという点でその悪質性は強いところでは。</p> <p>また、本法と同様に、目的（保護法益）が環境保全等とする他法令でも、事業者の義務における違反行為のうち悪質なものは、100万円以下の罰金とされているところでは。こうした違反行為の悪質性・量刑の妥当性から、100万円以下の罰金かつ両罰規定（違反行為者だけではなくその法人等にも罰則が及ぶもの）が適当な量刑であると考えています。</p> <p>他方、本法においては、指導助言・勧告・公表・命令の段階を経た上で、罰則に至る規定としております。これは、基本的には、事業者の行動変容を促すことによって間接的に違反の是正をお願いするものであり、できるだけ罰則の適用対象にならないよう、業界団体の皆様への周知等を密に実施するなど適切な運用にむけて準備をすすめていく考えです。</p>
1 5	国内で SGEC や FSC の認定業者を広げていくことは考えないのか	<p>森林認証制度は、環境問題等に関心をもつ消費者層の選択的な購入を促すことにより付加価値を高め、持続的な森林経営を進める、民間主導の取組です。森林認証の取得拡大や普及については、国内の森林認証の普及、森林認証取得に係る川上から川下の関係者の合意形成にも活用可能な支援を措置しているところであり、引き続き、これらの措置を通じて、森林認証材の供給体制の構築に向けた取組を進めていく考えです。</p>
1 6	合法性確認内容が決定され、各事業者へ通知される具体的な時期のイメージはあるか	<p>詳細について定める政省令の考え方については、共管3省庁で検討を進めております。具体的な時期をお示しすることは難しいところですが、できるだけ早く皆様にお示しできるよう引き続き検討してまいります。</p>
1 7	公共事業での木材調達において、違法リスクがないと判断した CW 法の DD をクリアできた材だけを購入するという規制はしないのか？公共調達の規制と、環境省のグリーン購入法との整合性はどのようにしているか	<p>現状では、全ての公共事業において CW 法における合法性が確認できた木材のみを調達するという規定はありません。なお、農林水産省関係の公共事業においては、環境への配慮の観点から、農林水産省木材利用推進計画において、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、合法性が確認された木材等を利用した工事を積極的に推進することとしています。</p> <p>また、グリーン購入法に基づく調達については、クリーンウッド法に則していることが要件となっています。</p>
1 8	省エネ法の EEGS や、g BizID などのように、年度報告を電子登録	<p>事業者負担の軽減を図るため、情報の収集や保存、伝達、報告等を電子的に行えるシステムの構築を検討してい</p>

	できるとよい	ます。なお、登録事業者が行う年度報告や、改正法による一定規模以上の事業者を求める定期報告の詳細については今後主務省令にて定めることとしております。
19	改正後の条文、対照表はどこかに公開されているか	改正後の条文、新旧対照表等の当説明会資料はクリーンウッドナビに掲載しております。
20	国産材の場合、合法性の確認は誰がどのように行うのか。現状であれば確認のスタートは市町村になると思うが、人材等体制はどう考えるか	資料1の9ページ目のおおりのとおり、木材等の合法性の確認のスタートは川上・水際の木材関連事業者となります。合法性の確認等の方法については改正法第6条や政省令等に基づき行うこととなり、事業者の皆様には必要な体制を整備していただくこととなります。現行制度と同様、市町村は伐採造林届に関する事務等を担いますが、合法性確認の直接の主体とはなりません。
21	輸出梱包材関連の業者もこれを周知しているか	経済産業省より、日本パレット協会及び日本梱包工業組合連合会に周知しております。

6月23日 改正クリーンウッド法の説明会 Q&A

番号	ご質問	回答
1	法改正後は、第1種の登録制度はなくなるのか	法改正後も第1種の登録制度は継続します。ただし合法性の確認等の義務化に伴い、登録要件は変更となる見込みです。(6月14日説明会質問番号3と同じ)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種に該当する事業者は多く、義務化された川上の事業者を管理するのは大変な作業 ・大規模事業者は報告させる、となっているが、全体の管理をどうするか、方向性はでているか ・市町村に負担してもらう方向か 	報告いただくことになる一定規模以上の事業者の規模等について今後省令等で検討していきます。その際には、把握すべき範囲と事務負担のバランス等を考慮しながら設定していく考えです。また登録制度のもとで登録実施機関から年一度報告いただいているので、そうした仕組みも活用しながら事業者の把握を行っていく考えです。市町村に負担いただくことは考えていません。
3	輸出梱包材関連の方は周知されているか	経済産業省より、日本パレット協会及び日本梱包工業組合連合会に周知しております。(6月14日説明会質問番号21と同じ)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに現状クロの材の対応はどうすればよいか ・現時点で法的罰則は講じないとなっているが、2028年(3年後検証実施予定)後に細かい罰則を設ける予定はあるか 	<p>木材関連事業者が違法伐採木材等(いわゆる「クロ材」)であると確認するケースとしては、裁判等で違法との結論が出ていることを了知している場合が考えられます。このため、完全にクロという事案は少なく、ご指摘のケースは限りなくクロに近いグレーな事案と言えるかもしれません。</p> <p>今般の改正法においては、木材関連事業者の取り組むべき措置として、「違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置」を規定することとしており、このような木材等が利用されなくなるよう取組を進めていきます。</p> <p>2028年以降については現時点で具体的なお話をすることはできませんが、まずは改正法におけるクロ材が利用されなくなるような取組を進めてまいります。</p>
5	「限りなくクロに近いグレー」とは、どのようなケースを想定しているのか	完全にクロと判断される事案は少ないと想定されますが、様々な情報を勘案した結果、その可能性が非常に高いと判断される場合を想定しております。
6	梱包系の材料、ベトナム産合板に使用されている中国製単板はトレースできない。これはクロになるとの認識。	証明ができない＝クロとは限りません。必要な確認を行った上で合法性が確認できなかった場合は、確認できなかった旨を情報伝達いただくことになります。詳細な運用に関しましても、今後説明会等で説明していく考えです。
7	グリーン購入法との違いは	グリーン購入法は、国等による環境物品の調達推進等を目的としており、木材に限らず公共調達される様々な

		<p>物品が対象となります。また、グリーン購入法の下での公共調達においては、合法性に加えて持続可能性にも配慮することを推進しているところです。</p> <p>これに対しクリーンウッド法は、民間の取引も含め、合法性の確認された木材・木材製品の流通及び利用を促進することを目的としています。</p> <p>なお、グリーン購入法に基づく調達については、クリーンウッド法に則していることが要件となっています。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者による合法性の確認が義務化されることは、登録を義務化することと同義か ・登録が義務でない場合、登録の有無での違いはどのように考えているのか 	<p>登録の有無にかかわらず、川上・水際の木材関連事業者には合法性確認等が義務化となりますが、登録は義務ではありません。</p> <p>法改正に伴い、現在の登録要件は変更となる見込みですので、詳細は今後省令等で示していきます。</p>
9	現状の「家具、紙等の物品」には梱包材は列記されていない。今後、主務省令等の見直しで「家具、紙等の物品」が追加や変更となるということか	<p>現行制度の下では梱包材は対象物品ではありません。</p> <p>対象物品の範囲の見直しについては、関係する業界等の意見も踏まえつつ、今後省令等で整理していく考えです。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認とはどの程度ものか ・確認していないと認識されるラインは 	<p>原材料情報を収集し、合法性の確認を行うことが義務となります。具体的な合法性の確認の方法については、今後フローチャートやチェックリスト等でお示ししていく予定です。</p>
11	登録・更新には費用がかかりますが、メリットはあるのか	<p>登録制度のメリットとしては、法律上、「登録木材関連事業者」との名称を用いることができることにより、取引関係者等からの信頼が高まることなどが想定されます。</p> <p>今後、消費者等を含め今まで以上に周知を図り、合法木材を使いたいというニーズを高めていく中で、登録事業者の取り扱う木材が選択肢として高まってくると考えています。</p> <p>なお、農林水産省では登録事業者に対して、補助事業等の優遇措置を講じています。</p>
12	登録費用の設定基準は妥当なのか、もう少し費用が安ければみんな安心して登録事業者になるのではないか	<p>登録費用については、登録実施機関が定めることとなっていますが、登録費用が登録のネックとなるとの御意見について、登録実施機関に伝達するとともに、登録業務の在り方について今後も意見交換を続けていく考えです。</p> <p>登録費用の引き下げについて現状では厳しい状況ですが、登録事業者が今後増えることで、スケールメリット</p>

		が働くことも期待されます。
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレースができない（原材料情報を入手できない）材料を取り扱う場合は、川下への情報の伝達や仕入先への再三の注意という考え方であるが、水際・川上における受入側は様々なリスクがあるので ・ 行政のフォロー、スキームの提示をお願いする 	<p>改正法第 13 条において、木材関連事業者の取り組むべき措置として、取り扱う木材等のうち合法性確認木材等の数量を増加させるための措置について規定しており、トレースできないような材からの転換を促していく考えです。</p> <p>今後、政省令のほか、手引きや運用通知、Q&A をお示しできるよう進めていきます。また、制度の詳細が決まりましたら説明会を開催する予定です。</p>
1 4	仮に、伐採届等の確認が取れない木材の場合、他にどのような情報を収集すればよいのか	伐採造林届に代替する情報について政令等で整理していく予定です。

なお、クリーンウッドナビ窓口宛にいただいたご質問につきましては、個別に対応させていただきます。

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組に対する支援や、人材の養成、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供**を実施します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 合法性確認の能力強化等

① 事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発

- 合法性確認の実施、木材関連事業者としての体制整備等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者への普及啓発を支援**します。

② 合法性確認実施指導者養成、制度の周知（新規）

- 事業者の合法性確認を**指導・支援する人材の養成**及びデジタル化の促進等に向け、業界団体等に対する**ワークショップ等**を開催します。
- 改正法の施行に向け**改正法の制度の内容や運用に関するパンフレット等の作成や説明会等**を行います。

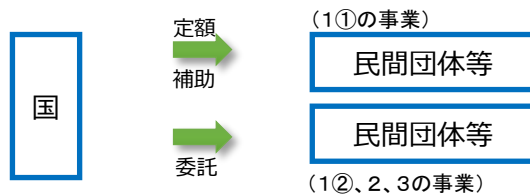
2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び国別情報の更新**を行います。

＜事業の流れ＞



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)(平成29年5月施行)

- **国の責務【第4条】**
 - 必要な資金の確保
 - 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - 登録制度の周知
 - 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- **事業者の責務【第5条】**
 - 合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- **指導及び助言【第7条】**
 - 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言を行う。

CW法の一部を改正する法律 (令和5年5月公布)

- **主な改正内容**
 - 川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
 - 素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
 - 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】

合法性確認の能力強化等【補助・委託】



- 木材関連事業者に対する研修を実施
- ワークショップ等の開催
- 普及啓発を実施

専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】